

高額療養費制度の自己負担額上限引き上げの撤回を求める意見書

高額療養費制度は、がんなどで長期にわたり治療を受け、高額な医療費を負う患者・家族にとってのセーフティーネットであり、まさに命綱です。

この制度における自己負担上限額を今年8月から段階的に引き上げる「見直し」が2025年政府予算案に盛り込まれていました。しかし、政府はがん患者団体の皆さんをはじめ国民の皆さんの世論を受けて、今年8月の上限引き上げを見送り、秋までに改めて方針を検討し決定すると表明しました。

高額療養費の上限額が引き上げられると、低所得者はもとより、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼします。今、賃金も年金も実質下がっている状況のもと、さらに病気で弱っている人たちへの負担増は、暮らしの不安に命の危険まで背負わせることになります。

当初案では、多くの中間所得層の高額療養費でも上限が1.4倍から1.7倍となり、一部修正案では多数回該当は据え置くとされましたが、3回までは負担額が大幅に増え、医療費の約1%も上乘せするという内容でした。

政府は「現役世代の社会保険料の負担軽減のため」を口実に住民税非課税世帯など低所得者も含めるすべての所得層で負担上限引上げが必要としています。

しかし、口実とする「現役世代の負担軽減」効果は、全国保険医団体連合会の試算によると軽減額は実質月46円から208円で、むしろ医療費の将来負担がより増加する傾向になります。いま、2人に1人がガン、3人に1人が心筋梗塞、4人に1人が脳卒中、難病患者数も増加する中、現役世代にこそ必要なセーフティーネットの削減といえます。

全国がん患者団体連合会は、現役世代の中には、仕事や日常生活を続けながらギリギリの範囲で医療費を毎月払い続けている患者とその家族もおられ、負担上限額引上げは生活が成り立たなくなる、あるいは治療の継続を断念しなければならなくなるとの危惧を要望書の中で訴えられています。これはまさに憲法25条(生存権)の保障と増進に関わる問題です。

以上のことから、誰もが安心して医療にアクセスできる公的医療保険制度を保障するため、高額療養費制度の自己負担上限額引き上げの撤回を求めます。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2025年6月18日
奈良県三郷町議会

(提出先)	参議院議長	関口 昌一 殿
	衆議院議長	額賀 福志郎 殿
	内閣総理大臣	石破 茂 殿
	厚生労働大臣	福岡 資麿 殿
	財務大臣	加藤 勝信 殿